

広島県告示第四百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和三年四月十九日までの間、縦覧に供する。

令和三年四月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道三原東城線	世羅郡世羅町大字青山字カジャ一二番六地先から 世羅郡世羅町大字青山字カジャ一〇番一地先まで 世羅郡世羅町大字西神崎字栗元三九九番一地先から 世羅郡世羅町大字西神崎字堂迫五九八番一地先まで	令和三年四月五日